

空き家を解体撤去される方へ

# 固定資産税等を減免します

期間限定

## 制度内容

空き家を解体撤去して、更地になると土地に適用されている住宅用地特例がなくなるため、固定資産税額等が高くなります。

本制度は、空き家を「R6年4月1日～R9年1月1日」の期間内に解体撤去した場合に限り、3年間、解体撤去前の固定資産税等の水準まで減免する制度です。3年間のうちに、売却や賃貸につなげていきます。

## イメージ

【減免なし】

【減免あり】

住宅用地  
特例による  
減額

固定資産税  
等

解体撤去前

固定資産税  
等

解体撤去後

住宅用地  
特例による  
減額

固定資産税  
等

解体撤去前

減免適用に  
よる減額  
3年間

固定資産税  
等

解体撤去後

## 対象者, 減免額, 減免までの流れ

- ◆対象者 空き家及び土地を管理する個人(所有者等)  
(営利目的は除く。)
- ◆減免額 住宅用地特例相当の固定資産税及び都市計画税
- ◆減免までの流れ

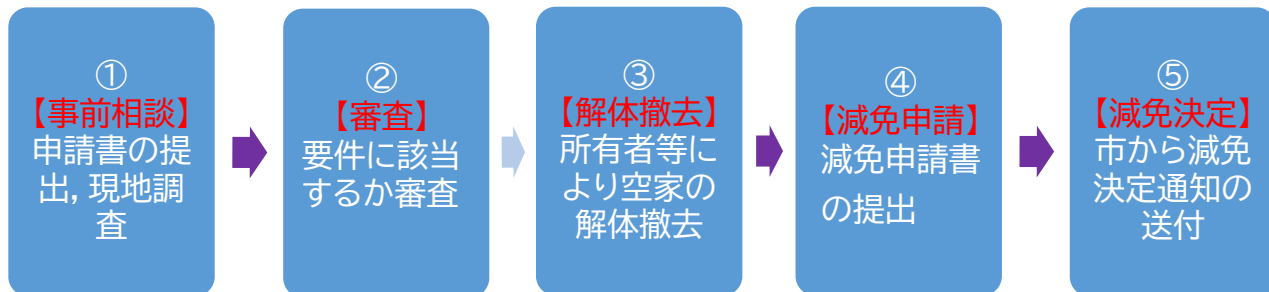
	事前相談	解体撤去	申請時期	減免期間
1	工事着工前	R6.4.1～R7.1.1	R7.4頃	R7～R9年度
2	工事着工前	R7.1.2～R8.1.1	R8.4頃	R8～R10年度
3	工事着工前	R8.1.2～R9.1.1	R9.4頃	R9～R11年度

※減免申請の時期は、第1期の納付期限までです。

## 要件

- (1) 空き家が解体撤去された日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税等について、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定による「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」(以下「住宅用地特例」という。)の適用を受けているものであって、空き家の解体撤去後は更地であること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されている場合は、空き家を解体撤去することについてその権利者の同意を得ていること。
- (3) 解体撤去後、営利目的で使用していないこと。
- (4) 解体撤去した空き家以外の敷地の用に供していないこと。
- (5) 解体撤去後、所有者等を相続以外の理由で変更していないこと。
- (6) 空き家が解体撤去された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以降の固定資産税において、評価地目が宅地であること。
- (7) 空き家の所有者等と土地の所有者等が同一又は3親等内の親族であること。
- (8) 減免の対象となる土地は、事前に市の確認を受けていること。

## 手続き



### ◆◆◆注意事項◆◆◆

- (1) 空き家の解体撤去前に事前相談が必要です。事前相談をしていない場合は、減免になりません。
- (2) 空き家の解体撤去後に、減免申請書の提出が必要です。
- (3) その他、条件等については下記までお問合せください。

～ お問合せ ～

総社市 人口増推進室

電話 0866-92-8308  
FAX 0866-93-9479  
Mail jinkou-up@city.soja.okayama.jp